

ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」
平成 22 年 10 月 8 日

各 位

上場会社名 モジュール株式会社
(コード番号 3043 : 大証ヘラクレス)
代 表 者 代 表 取 締 役 松 村 明
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 担 当 ゼ ネ ラ ル マ ネ ー ジ ャ ー
藤 井 隆 徳

当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除、
当社株式の特設注意市場銘柄の指定及び警告措置の実施に関するお知らせ

本日、株式会社大阪証券取引所（以下「大証」という。）より、平成 22 年 10 月 9 日付で当社株式の監理銘柄（審査中）指定を解除する旨、平成 22 年 10 月 9 日付で当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨、及び平成 22 年 10 月 8 日付警告措置の実施に関する発表がされましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除について

当社は、平成 22 年 1 月 8 日付「外部調査委員会の調査報告及び過年度決算の訂正について」を開示いたしました。この開示内容から、大証の定める『ニッポン・ニューマーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第 17 条第 3 項（関連規則は同特例第 17 条第 1 項第 10 号（虚偽記載））』に該当するおそれがあることから、投資者の注意を喚起するため、監理銘柄（審査中）に指定されておりましたが、本日、大証より、上場廃止基準に該当しないと判断され、平成 22 年 10 月 9 日付で監理銘柄（審査中）の指定が解除されることになりました。

2. 当社株式の特設注意市場銘柄への指定及び警告措置の実施について

上記のとおり、当社株式についての監理銘柄（審査中）指定は解除されましたが、大証より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断され、有価証券上場規程第 14 条の 6 第 1 項第 1 号に基づき、当社株式について特設注意市場銘柄に指定されたものです。併せて、適時開示等規則第 2 章の規定に違反し、警告する必要があると認められるため、平成 22 年 10 月 8 日付で、警告措置が実施されることとなりました。

なお、平成 22 年 10 月 12 日をもってニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」、JASDAQ 及び NEO の市場統合が実施されることに伴い、同日をもって、当社株式は監視区分へ指定されることとなります。

（添付資料「ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」、JASDAQ 及び NEO の市場統合に伴う監理銘柄指定等の解除及び監視区分の指定等について」をご参照ください。）

※特設注意市場銘柄への指定

上場会社が、有価証券報告書等の「虚偽記載」、財務公認会計士等の「不適正意見」等、上場契約違反又はその他公益又は投資者保護により、上場廃止のおそれが生じたものの、審査の結果、影響が重大であるとはいえないと認められ、上場廃止に至らない場合であって、かつ、内部管理体制等について改善を求める必要性が高いと認められる時には、当該上場会社が発行者である上場株券等を特設注意市場銘柄に指定します。

当社は、このたびの過年度決算の訂正において、市場の信頼を傷つけ、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを厳粛かつ真摯に受け止め、信頼回復に向けて再発防止はもちろんのこと、コーポレートガバナンスのさらなる強化に努めてまいり所存であります。

株主、投資家をはじめとする関係者の皆様には、長期間にわたり多大なるご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

ニッポン・ニュー・マーケット 「ヘラクレス」、JASDAQ及びNEOの市場統合に伴う
監理銘柄指定等の解除及び監視区分の指定等について

当社では、平成22年10月12日をもってニッポン・ニュー・マーケット 「ヘラクレス」、
JASDAQ及びNEOの市場統合を実施することとなりますが、当該市場統合に伴う監理
銘柄指定等の解除及び監視区分への指定等について、以下のとおりお知らせします。

1 監理銘柄（確認中）の指定の解除（解除日：平成22年10月12日）

銘柄(現所属,コード)	(株)イデアインターナショナル 株式(ヘラクレスグロース,3140)
解除理由	該当するおそれのある上場廃止基準が廃止となるため

2 「値付率」の猶予期間から解除される銘柄（解除日：平成22年10月12日）

銘柄(現所属,コード)	新東(株) 株式(JASDAQ,5380)
解除理由	猶予期間に係る上場廃止基準が廃止となるため

3 監視区分の指定（指定日：平成22年10月12日）

(1) 特設注意市場銘柄へ指定されているため監視区分へ指定される銘柄

銘柄(現所属,コード)	(株)SBR 株式(JASDAQ,2759)
	モジュール(株) 株式(ヘラクレスグロース,3043)
	(株)イデアインターナショナル 株式(ヘラクレスグロース,3140)
	(株)プラコー 株式(JASDAQ,6347)

(2) 「債務超過」の猶予期間入り銘柄であるため監視区分へ指定される銘柄

銘柄(現所属,コード)	(株)プロパスト 株式(JASDAQ,3236)
	(株)新星堂 株式(JASDAQ,7415)

(3) 「実質的存続性の喪失」の猶予期間入り銘柄であるため監視区分へ指定される銘柄

銘柄(現所属,コード)	(株)AS - SZKi 株式(JASDAQ,1995)
	(株)ジパング・ホールディングス 株式(JASDAQ,2684)
	(株)ホッコク 株式(JASDAQ,2906)
	プリヴェ企業再生グループ(株) 株式(JASDAQ,4233)
	(株)スパイア 株式(ヘラクレススタンダード,4309)
	(株)EMCOMホールディングス 株式(JASDAQ,7954)
	中小企業信用機構(株) 株式(JASDAQ,8489)
	(株)共同紙販ホールディングス 株式(JASDAQ,9849)

(4) 「上場時価総額」の猶予期間入り銘柄であるため監視区分へ指定される銘柄

銘柄(現所属,コード)	五洋インテックス(株) 株式会社(JASDAQ,7519)
	(株)モンテカルロ 株式会社(JASDAQ,7569)

(注)市場統合に伴い上場時価総額に係る上場廃止基準は廃止されることとなりますが、施行日前日における旧JASDAQ及びNEOの上場株券については、浮動株時価総額の基準の適用を開始する「平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度」の前日までに終了する月においては上場時価総額に係る上場廃止基準を適用することとなっているため、引き続き上記2銘柄を猶予期間入り銘柄として取り扱うこととなります。

(5) 警告措置を受けているため監視区分へ指定される銘柄

銘柄(現所属,コード)	東日本ハウス(株) 株式会社(JASDAQ,1873)
	(株)クリムゾン 株式会社(JASDAQ,2776)
	モジュール(株) 株式会社(ヘラクレスグローブ,3043)
	(株)セイクレスト 株式会社(JASDAQ,8900)

<参考> 監視区分への指定要件

当社は、上場有価証券が以下に該当した場合には、その事実を投資者に周知させるため、当該上場有価証券の監視区分の指定を行うことができることとなっております。

特設注意市場銘柄へ指定されている場合

上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄等に該当する場合

警告措置を受けている場合(当該警告措置を受ける直前に公表措置又は警告措置を受けた日から5年を経過した場合を除く。)

開示注意銘柄に指定されている場合

< 参 考 : 市場統合後の J A S D A Q における上場廃止基準の概要 (内国株券) >

項目名	概 要
浮動株式数 (経過措置あり) (注1)	上場会社の事業年度の末日において、浮動株式数が500単位未満である場合において、1か年以内に500単位以上とならないとき
株主数	上場会社の事業年度の末日において、株主数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき
浮動株時価総額 (経過措置あり) (注2, 3)	上場会社の事業年度の末日において、浮動株時価総額が2億5千万円(平成22年12月末までの間は1億5千万円)未満である場合において、1か年以内に2億5千万円(平成22年12月末までの間は1億5千万円)以上とならないとき
上場時価総額 (旧JASDAQ及びNEOの経過措置) (注4)	上場時価総額が5億円(平成22年12月末までの間は3億円)に満たない場合において、9か月(所定の書面を3か月以内に提出しない場合は3か月)以内に5億円(平成22年12月末までの間は3億円)以上とならないとき 上場時価総額が上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場合において、3か月以内に当該数値以上にならないとき
浮動株時価総額 (旧ヘラクレス・グロースの経過措置) (注5)	30営業日連続して1億円(平成22年12月末までの間は6千万円)未満である場合において、6か月の間に5営業日連続して1億円(平成22年12月末までの間は6千万円)以上とならないとき
債務超過 (経過措置あり)(注6)	上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき
株価 (経過措置あり)(注7)	上場会社の発行する株券の価格が10円未満である場合において、3か月以内に10円以上とならないとき
業績 (経過措置あり) (注8)	最近4連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき
利益計上 (グロース銘柄のみ) (経過措置あり)(注9)	上場会社の上場申請連結会計年度の営業利益の額が負であり、かつ当該上場会社の上場後9連結会計年度の営業利益の額が負である場合において、1か年以内に営業利益の額が正とならないとき
その他	銀行取引の停止、破産手続、再生手続又は更生手続、事業活動の停止、実質的存続性の喪失(不適当な合併等)、支配株主との取引の健全性の毀損、有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延、虚偽記載又は不適正意見等、上場契約違反等、株式事務代行機関への委託、株式の譲渡制限、完全子会社化、指定振替機関における取扱い、株主の権利の不当な制限、全部取得、その他(公益又は投資者保護)

(注1)旧JASDAQ及びNEOの上場株券については、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度から適用

(注2)旧JASDAQ及びNEO並びにヘラクレス・グロースの上場株券については、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度から適用

(注3)旧ヘラクレス・スタンダードの上場株券については、平成22年10月12日以後最初に終了する事業年度から適用

(注4)旧JASDAQ及びNEOの上場株券のみ、浮動株時価総額基準の適用が開始する事業年度の前日まで適用

(注5)旧ヘラクレス・グロースの上場株券のみ、浮動株時価総額基準の適用が開始する事業年度の前日まで適用

(注6)旧ヘラクレス・グロースの上場株券については、上場申請事業年度の初日から起算して3か年以後に到来する事業年度から適用

(注7)市場統合前日において現に上場している銘柄については、平成23年4月1日以後の株価に対して適用

(注8)旧NEO及びヘラクレス・グロースの上場株券については、平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用

(注9)旧NEO及びヘラクレス・グロースの上場株券については、上場申請日の属する事業年度以降、営業利益が正でない事業年度が継続している場合に、平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用

(注10)本資料は、分かりやすさの観点から適宜省略などを行っているため、正確な内容については、当社の規則を御確認ください。